

2026 年 7 月 23 日

国際サステナビリティ基準審議会 御中

公開草案『『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』 に対する修正案』について

日本証券アナリスト協会のサステナビリティ報告研究会は、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）が 2026 年 3 月 26 日に公表した公開草案『『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案』（以下、本公開草案）に関する意見書を提出する。

当協会は、アナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約 30,000 名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（**CMA***）を擁する。

サステナビリティ報告研究会は、2021 年 3 月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト・投資家、公認会計士、学識経験者を含む 10 名の委員で構成されている。

本公開草案の検討にあたっては、当協会のディスクロージャー研究会に所属する現役のセクター・アナリスト 5 名（エネルギー：3 名、食品：2 名）に意見を聴取した。その意見を踏まえ、サステナビリティ報告研究会にて検討を行い、本意見書を取りまとめた。

なお、質問 7 から質問 10 については、ISSB が 2025 年 7 月 3 日に公表した公開草案『『SASB スタンダード』の修正案』（以下、2025 年 7 月公開草案）に回答しなかった利害関係者向けのものであり、我々は 2025 年 7 月公開草案に回答を提供しているため¹、回答していない。

ただし、2025 年 7 月公開草案への我々の回答のうち、「質問 1－目的」で述べたように、ISSB のリサーチ・プロジェクトにおける自然及び人的資本の進捗状況を踏まえると、IFRS サステナビリティ開示基準（以下、ISSB 基準）における「SASB スタンダード」の重要性はさらに高まっていると考える（2025 年 7 月公開草案への回答の該当部分を以下のとおり再掲）。

¹ 公開草案『『SASB スタンダード』の修正案』について（2025 年 11 月 28 日提出）
https://www.saa.or.jp/standards/sustainability/pdf/ikensho1_251128jp.pdf

公開草案『『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』について（同上）
https://www.saa.or.jp/standards/sustainability/pdf/ikensho2_251128jp.pdf

ISSB の 2024 年から 2026 年までの作業計画の一つである「新たなリサーチ・プロジェクトの開始」では、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」並びに「人的資本」に関するリサーチが掲げられているものの、これらのテーマの基準化には相当の時間を要すると見込まれている。このため、ISSB 基準における全般的な要求事項である IFRS S1 号において、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに適用される開示要求の識別に重要な役割を果たす「SASB スタンダード」の役割が一層高まっていると認識している。

ISSB は、2026 年 4 月のボード会議において、自然関連開示に関する要求事項を IFRS 実務記述書の形式で提案することに合意し、2026 年 10 月には意見募集のための公開草案を公表することを目指している。

しかしながら、当該実務記述書の最終化、そして、強制力のある基準化までには、なお相当の時間を要すると見込まれることから、上記の我々の認識を変更するものではないと考える。

この点、これまでの 2 回の「SASB スタンダード」の修正案を通じ、対象となった 12 産業における「SASB スタンダード」の国際的な適用可能性及び有用性は著しく向上していると認識している。

したがって、残りすべての産業の「SASB スタンダード」についても、優先順位を明確化したうえで段階的に同様の修正を進めるべきと考える。

また、2025 年 7 月公開草案への我々の回答のうち、「質問 1－目的」では以下の 6 つの事項について提案を行っている。これらについては、本公開草案の対象となっている 3 産業にも共通するものであることから、併せて参照されたい。

1. 「結論の根拠」の充実
2. 機会に関する開示トピック及び指標の追加
3. 定量的情報についての説明・分析の提供
4. 国・地域・法域による重要性の判断の相違に関する情報発信
5. 開示トピック及び指標の適宜の見直し
6. 国際的な適用可能性のさらなる向上

上記の提案のうち、「4. 国・地域・法域による重要性の判断の相違に関する情報発信」において言及した「水管理」の開示トピックについては、本公開草案の対象となっている 3 産業においても含まれている。しかし、日本においては水資源が比較的豊富であり、水使用に起因する事業リスクは限定的と認識されている。このため、日本企業では、当該トピックに

関する開示が必ずしも行われない場合もあり得る。実際に、今回実施したセクター・アナリストへの意見聴取においても、この点が改めて強調された。

このように、同じ産業であっても、国・地域・法域によって企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容や重要性の程度は異なり得る。したがって、ISSBには、こうした相違を十分に踏まえ、企業による重要性の判断が適切に尊重されるよう、教育的資料その他の情報発信を通じて継続的に明確化を図ることを期待する。

以下、各質問に沿って我々の意見を述べる。

質問 1ー「農産物」の「SASB スタンダード」

本公開草案は、「農産物」の「SASBスタンダード」を向上させる提案を含んでおり、当該提案は、「SASBスタンダード」によって「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する企業が意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供できるようになっていることを確実にすることに焦点を当てている。提供される情報によって、当該産業における企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を利用者が理解できるようになるはずである。

ISSBは、本公開草案の修正案及び「農産物」の「SASBスタンダード」全体に関するフィードバックに関心がある。ISSBは特に、修正案が作成者にとって費用対効果がある方法で一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たす「SASBスタンダード」になっているかどうかに関するフィードバックに関心がある。

ISSBは次のことを提案している。

- 「農産物」の産業の説明を見直す。
- 「Sustainable Industry Classification System®」(SICS)において「農産物」に分類される範囲を拡大し、直接農場事業を含める。
- 1つの活動指標FB-AG-000.Aを見直し、活動指標FB-AG-000.C及びFB-AG-000.Dを削除し、労働力（workforce）の構成に関連する2つの活動指標を追加する。
- 「温室効果ガス排出」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「エネルギー管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。

- 「水管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-AG-140a.3を削除し、新指標FB-AG-140a.4「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」を追加する。
- 「食品ロス及び食品廃棄物」の開示トピック及びそれに関連する次の2つの指標を追加する。
 - FB-AG-150a.1「(1)発生した食品ロスの総量及び(2)転用した量」
 - FB-AG-150a.2「バリュー・チェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述」
- 「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピック及びそれに関連する次の6つの指標を追加する。
 - FB-AG-160a.1「(1)事業の空間フットプリント合計、(2) 攪乱された地域及び(3) 復元された地域」
 - FB-AG-160a.2「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」
 - FB-AG-160a.3「持続可能な方法で管理されている土地の製品別の総面積」
 - FB-AG-160a.4「森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
 - FB-AG-160a.5「自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品」
 - FB-AG-160a.6「直接農場事業において環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述」
- 「食品の安全性」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-AG-250a.1及び指標FB-AG-250a.2を削除し、次の2つの指標を追加する。
 - FB-AG-250a.4「(1)自社の事業及び(2)仲介者について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合」
 - FB-AG-250a.5「バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」

- 「労働条件」の開示トピック及びそれに関連する指標FB-AG-310a.1「直接事業における労働条件（強制労働及び児童労働を含む。）を管理するためのプロセス、統制及び手続」を追加する。
 - 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
 - 「GMO管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を削除する。
 - 「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」及び「原材料調達」の開示トピック及びそれに関連するすべての指標を削除し、これらを「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の新たな開示トピックに置き換える。
 - 提案されている「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の3つの指標を追加する。
 - FB-AG-430c.1「森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
 - FB-AG-430c.2「サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物」
 - FB-AG-430c.3「サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述」
 - 提案されている「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の3つの指標を追加する。
 - FB-AG-430d.1「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」
 - FB-AG-430d.2「サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した農産物の割合」
 - FB-AG-430d.3「過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」
- 「結論の根拠」におけるBC51項からBC102項は、これらの提案に関するISSBの根拠を示している。

- (a) 提案されている「農産物」の産業の説明に同意するか。この産業の企業の事業活動を正確に記述しているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) この産業分類に含まれる活動の範囲に直接農場事業を含めるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 提案されている産業の説明により、当該産業分類における企業の対象範囲が、直接農場事業を行う企業、農場から製品を調達する企業（例えば、委託農家、契約農家及び協同組合を含む。）、及びその両方を行う企業を含むことが明確になっていることに同意するか、またその理由は何か。
- (d) 提案されている「農産物」の「SASBスタンダード」における開示トピックは、この産業の企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に識別していることに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。
- (e) 「農産物」の「SASBスタンダード」における提案されている指標及び技術的プロトコルは、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。
- (f) 「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおいて提案されている指標は、サプライ・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、土壌の健全性や水不足など）について、主要な利用者にニーズのある情報を費用対効果の高い形で開示することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。
- (g) 本提案が、「農産物」の「SASBスタンダード」の国際的な適用可能性を改善させ、法域にかかわらず、この産業の企業からの有用な情報の開示につながることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (h) 修正案が、「農産物」の「SASBスタンダード」と他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。（ISSBが、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響について投資者に重要性がある（material）情報を提供することに焦点を当てていることに留意すること。）
- (i) 「農産物」の「SASBスタンダード」において提案されている指標で、「結論の根拠」のBC47項からBC48項に記載されている特定のプロポーショナルリティのメカニズム

の導入により便益を得ることになる指標はあるか。もしある場合は、どのような指標がそのようなメカニズムの導入により便益を得ることができるか、またその理由は何か。

(a)～(c) 産業の説明及び産業分類について

産業の説明について、特段のコメントはない。以下では、「食品及び飲料」セクターの産業分類についてコメントする。

我々は、2025 年 7 月公開草案への回答において、「食品及び飲料」セクターの産業分類は、現行の「SASB スタンダード」では過度に細分化されており、作成者及び利用者の理解可能性を損なう要因となっていることから、より集約化された産業分類を採用することを提案した。

本公開草案では、当該産業に直接農場事業を含めるとともに、新たな「SASB スタンダード」を作成せずに、「土地利用及び生態系へのインパクト」及び「労働条件」の開示トピックにおいて、トピックサマリーの注記により、当該トピックに関連する指標が直接農場事業に関する情報を捉えることを意図している旨が示されている。

このように、新たな「SASB スタンダード」を作成せずに、特定の事業を対象とする形で開示トピックを設計するアプローチの導入に賛同する。また、「食品及び飲料」セクターを含め、他の産業分類についても、同様のアプローチを導入することで集約化の検討を進めるよう要望する。

さらに、BC106 項及び BC107 項において、「養殖業及び漁業」を将来の検討課題としている点は評価する。一方で、「養殖業及び漁業」については、特に養殖業への企業の参入が進んでいることを踏まえると、リスク及び機会に関する情報を適切に把握するためにも、早期に「SASB スタンダード」の見直しを行うことが望ましいと考える。また、養殖業及び漁業に従事する上場企業の規模は必ずしも大きくないことを踏まえると、直接農場事業と同様に、可能な限り産業分類の集約化の中で対応することが望ましいと考える。

(d)(e) 開示トピック及び指標について

我々は、2025 年 7 月公開草案への回答において、機会に関する開示トピック及び指標の追加を要望した。本公開草案では、「食品ロス及び食品廃棄物」の開示トピックにおける FB-AG-150a.2「バリュー・チェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述」や、「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおける FB-AG-430c.3「サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述」といった、機会に関する指標が追加されている。これらについて、機会に関する開示トピック及びそれに関連する指標の充実が図られたものとして評価する。

また、国際的な適用可能性の観点から、「食品の安全性」の開示トピックにおいて、「世界食品安全イニシアチブ」(GFSI)を、「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案と整合する形で、「国際的に認知された食品安全基準」へと拡張した点を評価する。

さらに、「GMO 管理」の開示トピック及びそれに関連する指標については、各法域における規制状況や社会的受容が大きく異なり、企業の見通しに与える影響も法域によって相当程度異なると考えられる。この点を踏まえ、当該開示トピック及びそれに関連する指標が削除されたことは妥当であると考ええる。

一方で、以下の意見がある。

- 開示トピック及びそれに関連する指標の採用理由に関する説明が十分ではない部分も見受けられる。例えば、「温室効果ガス」の開示トピックにおいて、FB-AG-110a.3 「(1)フリートの燃料総消費量及び(2)再生可能燃料の消費量」は当該産業のみに含まれているが、その理由は示されておらず、類似する産業である「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に含まれていない理由も明らかではない。また、IFRS S2 号において産業横断的指標として温室効果ガスの開示が要求されている中で、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の重要性が相対的に低い当該産業における「温室効果ガス」の開示トピック及びそれに関連する指標の必要性についても検討が必要であろう。このような事項については、「結論の根拠」において明確に説明されるべきである。
- 「加工食品」及び「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に追加された「製品イノベーション」の開示トピックが、当該産業には追加されなかった点についても違和感を覚える。当該産業においては、気候変動への適応に向けた品種改良や栽培方法の革新など、製品そのものではないものの、イノベーションの重要性は高いと考えられる。このため、当該産業についても、品種改良や栽培技術の革新等に関するリスク及び機会を把握できるよう、「製品イノベーション」と同様の趣旨を有する開示トピックの追加を検討することが望ましいと考える。
- 「労働力の健康及び安全」の開示トピックについては、定量的指標に加えて、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」で追加された定性的指標 IF-EU-320a.2 「安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述」も含めるべきである。これにより、利用者の情報価値が高まると考えられる。
- 企業の競争力を支える人的資本は、企業の見通しに影響を与える極めて重要な要素である。本公開草案では、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」において「従業員の採用、育成及び維持」の開示トピック及びそれに関連する指標が追加された。当該開示トピック及びそれに関連する指標は、サステナビリティ関連の

リスク及び機会を管理する企業の戦略の遂行を利用者が理解するうえで不可欠であり、ほぼすべての産業に関連すると考えられる。したがって、当該開示トピック及びそれに関連する指標については、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタダード」に限定せず、当該産業を含む他の多くの産業にも追加されることを要望する。

(f) 「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」について

「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」及び「原材料調達」の開示トピック及びそれに関連する指標を、「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピック及びそれに関連する指標に置き換えた点を評価する。これにより、より広範にサステナビリティ関連のリスク及び機会を開示することが可能になると考えられる。

この修正は、当該産業にとどまらず、サプライ・チェーン管理に重要性がある他の多くの産業にも適用可能と考える。

なお、サプライ・チェーン管理に関するリスク及び機会としては、気候変動、人権等の環境・社会要因だけでなく、世界的な食糧需要の増加やそれに伴う価格上昇といった経済要因もサステナビリティに関するリスク及び機会の観点から重要であると考えられる。これらの経済要因は企業の事業戦略、収益性及び将来の見通しに影響を及ぼし得るため、あわせて考慮されることが望ましいという意見があった。一案としては、当該産業に「事業上のレジリエンス」の開示トピック及び経済要因に起因するサプライ・チェーン上のリスク及び機会に関する定性的指標（説明及び分析）を追加することが考えられる。

質問 2ー「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタダード」

本公開草案は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」を向上させる提案を含んでおり、当該提案は、「SASBスタンダード」によって「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する企業が意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供できるようになっていることを確実にすることに焦点を当てている。提供される情報によって、当該産業における企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を利用者が理解できるようになるはずである。

ISSBは、本公開草案の修正案及び「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」全体に関するフィードバックに関心がある。ISSBは特に、修正案が作成者にとって費用対効果がある方法で一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たす「SASBスタンダード」となっているかどうかに関するフィードバックに関心がある。

ISSBは次のことを提案している。

- 「食肉、家禽及び乳製品」の産業の説明を見直す。
- 活動指標FB-MP-000.Bを見直し、労働力（workforce）の構成に関連する2つの活動指標を追加する。
- 「温室効果ガス排出」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「エネルギー管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「水管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-MP-140a.3を削除し、新指標FB-MP-140a.4「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」を追加する。
- 「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-MP-160a.1及び指標FB-MP-160a.2を削除し、次の5つの指標を追加する。
 - FB-MP-160a.5「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域」
 - FB-MP-160a.6「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」
 - FB-MP-160a.7「森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された家畜の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
 - FB-MP-160a.8「自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品」
 - FB-MP-160a.9「文書化された養分管理計画を導入し維持する直接農場事業からの家畜生産の割合」
- 「食品の安全性」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-MP-250a.1及び指標FB-MP-250a.2を削除し、次の2つの新指標を追加する。
 - FB-MP-250a.5「(1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合」
 - FB-MP-250a.6「バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」

- 「動物生産における抗生物質の使用」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「動物の飼育及び福祉」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「動物の健康及び福祉」に変更することを含めて見直し、指標FB-MP-410a.1及び指標FB-MP-410a.2を削除し、次の2つの指標を追加する。
 - FB-MP-410a.4「目標、手続及びバリュー・チェーンの統合を含む、動物福祉戦略の記述」
 - FB-MP-410a.5「疾病管理の戦略を含む、バイオセキュリティに関連するリスク及び機会の記述」
- 「製品イノベーション」の開示トピック及びそれに関連する指標FB-MP-410b.1「サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用」を追加する。
- 「アニマル・サプライ・チェーンの環境及び社会へのインパクト」及び「動物及び飼料の調達」の開示トピック及びそれに関連するすべての指標を削除し、これらを「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の新たな開示トピックに置き換える。
- 提案されている「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の4つの指標を追加する。
 - FB-MP-430b.1「森林破壊又は転換がないと決定された、調達した(1)家畜及び(2)家畜飼料の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
 - FB-MP-430b.2「サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される家畜及び家畜飼料」
 - FB-MP-430b.3「文書化された養分管理計画を導入し維持する農場から調達した家畜の割合」
 - FB-MP-430b.4「集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の割合」
- 提案されている「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の3つの指標を追加する。

- **FB-MP-430c.1**「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」
- **FB-MP-430c.2**「サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した家畜飼料の割合」
- **FB-MP-430c.3**「過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」

「結論の根拠」におけるBC103項からBC137項は、これらの提案に関するISSBの根拠を示している。

- (a) 提案されている「食肉、家禽及び乳製品」の産業の説明に同意するか。この産業の企業の事業活動を正確に記述しているか。産業分類に含まれる活動の範囲に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 提案されている「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」における開示トピックは、この産業の企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に識別していることに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。
- (c) 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」における提案されている指標及び技術的プロトコルは、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。
- (d) 「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおいて提案されている指標は、サプライ・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、土壌の健全性や水不足など）について、主要な利用者にニーズのある情報を費用対効果の高い形で開示することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。
- (e) 修正案が、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」の国際的な適用可能性を改善させ、法域にかかわらず、この産業の企業からの有用な情報の開示につながることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (f) 修正案が、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」と他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。（ISSBが、サステナビリティ関連のリ

スク及び機会が企業の見通しに与える影響について投資者に重要性がある (material) 情報を提供することに焦点を当てていることに留意すること。)

- (g) 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」において提案されている指標で、「結論の根拠」の BC47 項から BC48 項に記載されている特定のプロポーショナルリティのメカニズムの導入により便益を得ることになる指標はあるか。もしある場合は、どのような指標がそのようなメカニズムの導入により便益を得ることができると考えるか、またその理由は何か。

(a) 産業の説明及び産業分類について

「この産業の最も大規模な企業は国際的に事業を営んでおり、生産する動物製品によって程度はさまざまであるが統合されている。」との説明については、一部のグローバル企業に当てはまるものの、すべての企業に必ずしも適用されるものではない。国内市場を中心に事業を展開し、統合の度合いが限定的な企業も存在することから、よりバランスの取れた記載に修正すべきである。

また、「食品及び飲料」セクターの産業分類の集約化についても要望する。詳細については、質問 1 「(a)～(c) 産業の説明及び産業分類について」のコメントを参照されたい。

(b)(c) 開示トピック及び指標について

我々は、2025 年 7 月公開草案への回答において、機会に関する開示トピック及び指標の追加を要望した。本公開草案では、「製品イノベーション」といった機会に関する開示トピック及びそれに関連する指標が追加されるなど、機会に関する開示トピック及びそれに関連する指標の充実が図られたものと評価する。

また、国際的な適用可能性の観点から、「食品の安全性」の開示トピックにおいて、「世界食品安全イニシアチブ」(GFSI) を、「加工食品」の「SASB スタンダード」の修正案と整合する形で、「国際的に認知された食品安全基準」へと拡張した点を評価する。

一方で、以下の意見がある。

- 開示トピック及びそれに関連する指標の採用理由に関する説明が十分ではない部分も見受けられる。例えば、「労働力の健康及び安全」の開示トピックにおいて、FB-MP-320a.2「急性及び慢性の健康状態を評価し、モニタリングし、緩和するための取組みの記述」は当該産業のみに含まれているが、その理由は示されておらず、類似する産業である「農産物」の「SASB スタンダード」に含まれていない理由も明らかではない。このような事項については、「結論の根拠」において明確に説明されるべきである。

- 上記の FB-MP-320a.2 については、特定の法域においては厳格な規制などにより企業の見通しに重要な影響を与える事項である一方、日本を含む一部の法域においては影響が相対的に大きくない場合もあると認識している。同様の特性を有する開示トピック及びそれに関連する指標として、「動物生産における抗生物質の使用」及び「動物の健康及び福祉」の開示トピック及びそれに関連する指標のほか、「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピックにおける FB-MP-160a.4「集中家畜飼養事業からの動物性タンパク質生産の割合」及び「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおける FB-MP-430b.4「集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の割合」が挙げられる。これらの開示トピック及びそれに関連する指標については、法域間の重要性の差異を踏まえつつ、グローバル・ベースラインとして適切に機能するための追加的な仕組みの整備が必要であると考ええる。
- 「労働力の健康及び安全」の開示トピックについては、定量的指標に加えて、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」で追加された定性的指標 IF-EU-320a.2「安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述」も含めるべきである。これにより、利用者の情報価値が高まると考えられる。
- 企業の競争力を支える人的資本は、企業の見通しに影響を与える極めて重要な要素である。本公開草案では、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」において「従業員の採用、育成及び維持」の開示トピック及びそれに関連する指標が追加された。当該開示トピック及びそれに関連する指標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略の遂行を利用者が理解するうえで不可欠であり、ほぼすべての産業に関連すると考えられる。したがって、当該開示トピック及びそれに関連する指標については、「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」に限定せず、当該産業を含む他の多くの産業にも追加されることを要望する。

(d) 「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」について

「アニマル・サプライ・チェーンの環境及び社会へのインパクト」及び「動物及び飼料の調達」の開示トピック及びそれに関連する指標を、「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピック及びそれに関連する指標に置き換えた点を評価する。これにより、より広範にサステナビリティ関連のリスク及び機会を開示することが可能になると考えられる。

この修正は、当該産業にとどまらず、サプライ・チェーン管理に重要性がある他の多くの産業にも適用可能と考える。

なお、サプライ・チェーン管理に関するリスク及び機会としては、気候変動、人権等の環境・社会要因だけでなく、世界的な食糧需要の増加やそれに伴う価格上昇といった経済要因

もサステナビリティに関するリスク及び機会の観点から重要であると考え。これらの経済要因は企業の事業戦略、収益性及び将来の見通しに影響を及ぼし得るため、あわせて考慮されることが望ましいという意見があった。一案としては、当該産業に「事業上のレジリエンス」の開示トピック及び経済要因に起因するサプライ・チェーン上のリスク及び機会に関する定性的指標（説明及び分析）を追加することが考えられる。

また、提案ではリスクに関する指標のみとなっているため、「農産物」の「SASBスタンダード」のFB-AG-430c.3「サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述」のように機会を示す指標についても併せて含まれることが望ましい。

質問 3ー「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」

本公開草案は、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」を向上させる提案を含んでおり、当該提案は、「SASBスタンダード」によって「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する企業が意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供できるようになっていることを確実にすることに焦点を当てている。提供される情報によって、当該産業における企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を利用者が理解できるようになるはずである。

ISSBは、本公開草案の修正案及び「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」全体に関するフィードバックに関心がある。ISSBは特に、修正案が作成者にとって費用対効果がある方法で一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たす「SASBスタンダード」になっているかどうかに関連するフィードバックに関心がある。

ISSBは次のことを提案している。

- 「電気事業者及び発電事業者」の産業の説明を見直す。
- 活動指標IF-EU-000.Dを見直し、労働力（workforce）の構成に関連する2つの活動指標を追加する。
- 「温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標IF-EU-110a.3を削除し、次の3つの新指標を追加する。
 - IF-EU-110a.5「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された設備容量」
 - IF-EU-110a.6「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」

- IF-EU-110a.7「気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える（influence）かの記述」
- 「大気質」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「水管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標IF-EU-140a.2を削除し、新指標IF-EU-140a.4「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」を追加する。
- 「石炭灰管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「有害廃棄物管理」に変更することを含めて見直し、指標IF-EU-150a.1及び指標IF-EU-150a.3を削除し、次の3つの指標を追加する。
 - IF-EU-150a.4「(1)発生した有害廃棄物、(2)貯蔵された有害廃棄物及び(3)リサイクルした有害廃棄物」
 - IF-EU-150a.5「有害廃棄物管理に関連する重大な（significant）事案の数」
 - IF-EU-150a.6「アクティブな及びアクティブでない事業についての有害廃棄物の管理方針及び手続」
- 「生態系へのインパクト」の開示トピック及びそれに関連する次の3つの指標を追加する。
 - IF-EU-160a.1「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)攪乱された地域及び(3)復元された地域」
 - IF-EU-160a.2「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」
 - IF-EU-160a.3「事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述」
- 「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」の開示トピック及びそれに関連する次の4つの指標を追加する。
 - IF-EU-210a.1「コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス」
 - IF-EU-210a.2「(1)非技術的な遅延の数及び(2)総停止日数」
 - IF-EU-210a.3「先住民族の土地又はその周辺の事業の割合」

- IF-EU-210a.4「先住民族の権利の支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての記述」
- 「エネルギーの入手可能性（affordability）」の開示トピックを見直し、指標IF-EU-240a.1、IF-EU-240a.3及びIF-EU-240a.4を削除し、次の2つの新指標を追加する。
 - IF-EU-240a.5「エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」
 - IF-EU-240a.6「(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数」
- 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標IF-EU-320a.2「安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述」を追加する。
- 「従業員の採用、育成及び維持」の開示トピック及びそれに関連する次の2つの指標を追加する。
 - IF-EU-330a.1「従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」
 - IF-EU-330a.2「(a)すべての従業員及び(b)スキル不足の職業カテゴリーについての(1)自主的な及び(2)自主的ではない（involuntary）従業員離職率」
- 「最終用途効率及び需要」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「デマンドサイド・マネジメント」に変更することを含めて見直し、指標IF-EU-420a.2及びIF-EU-420a.3を削除し、次の3つの指標を追加する。
 - IF-EU-420a.4「デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
 - IF-EU-420a.5「(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、デマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び (2)適格参加者の数」
 - IF-EU-420a.6「デマンドサイド・マネジメント戦略によるピーク需要の節約量」

- 「サプライ・チェーン管理」の開示トピック及びそれに関連する次の2つの指標を追加する。
 - IF-EU-430a.1「サステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーン・リスクの管理プロセスの記述」
 - IF-EU-430a.2「過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」
- 「原子力安全及び危機管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「重大な（critical）事案のリスク管理」に変更することを含めて見直し、指標IF-EU-540a.2を削除し、指標IF-EU-540a.3「深刻な（serious）事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述」を追加する。
- 「グリッドのレジリエンス」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性」に変更することを含めて見直し、次の3つの指標を追加する。
 - IF-EU-550a.3「発電用の資産の平均利用可能係数」
 - IF-EU-550a.4「産業用の資産の種類別及び気候関連の物理的リスク別に分解された、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産の数値及び割合」
 - IF-EU-550a.5「事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」

「結論の根拠」におけるBC138項からBC195項は、これらの提案に関するISSBの根拠を示している。

- (a) 提案されている「電気事業者及び発電事業者」の産業の説明に同意するか。この産業の企業の事業活動を正確に記述しているか。産業分類に含まれる活動の範囲に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 提案されている「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」における開示トピックは、この産業の企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に識別していることに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

- (c) 「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」における提案されている指標及び技術的プロトコルは、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。
- (d) 修正案が、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」の国際的な適用可能性を改善させ、法域にかかわらず、この産業の企業からの有用な情報の開示につながることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 修正案が、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」と他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。(ISSBが、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響について投資者に重要性がある(material) 情報を提供することに焦点を当てていることに留意すること。)
- (f) 「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」において提案されている指標で、「結論の根拠」のBC47項からBC48項に記載されている特定のプロポーショナルリティのメカニズムの導入により便益を得ることになる指標はあるか。もしある場合は、どのような指標がそのようなメカニズムの導入により便益を得ることができると考えるか、またその理由は何か。

(a) 産業の説明及び産業分類について

産業の説明に関する修正に賛成する。

現行の産業の説明における規制構造及び自由化の進展に関する記述は、主として特定の法域における状況を前提に構築されており、法域ごとの相違が必ずしも十分に反映されていないと考えられる。

本公開草案の修正により、法域による規制構造及び自由化の進展の相違が適切に反映され、産業の説明の国際的な適用可能性が向上したものと評価する。

(b)(c) 開示トピック及び指標について

我々は、2025年7月公開草案への回答において、機会に関する開示トピック及び指標の追加を要望した。本公開草案では、以下のとおり7つの開示トピックにおいてリスク及び機会に関する定性的指標が追加されており、機会に関する開示トピック及びそれに関連する指標の充実が図られたものと評価する。一方で、「(進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。)」との記述は、7つの指標のうち3つのみに含まれているが、本来はすべての指標において含まれるべきであると考ええる。

- 温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画：IF-EU-110a.7「気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与えるかの記述」
- 水管理：IF-EU-140a.3「水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
- コミュニティとの関係及び先住民族の権利：IF-EU-210a.1「コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス」
- エネルギーの入手可能性：IF-EU-240a.5「エネルギーの入手可能性に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」
- 従業員の採用、育成及び維持：IF-EU-330a.1「従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」
- デマンドサイド・マネジメント：IF-EU-420a.4「デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
- 事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性：IF-EU-550a.5「事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」

また、「石炭灰管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を、「有害廃棄物」というより広範な開示トピック及びそれに関連する指標に置き換えた点を評価する。日本企業においては石炭灰をセメント原料として再利用することが一般的であり、環境負荷及び経済的影響の観点からも、「石炭灰管理」を単独の開示トピックとして扱う必要性は相対的に低いと考える。

さらに、「生態系へのインパクト」及び「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」の開示トピック及びそれに関連する指標が追加された点を評価する。これらの開示トピックが対象とするサステナビリティ関連のリスク及び機会は、発電設備の新設、再稼働、廃棄物・残留物の処分等に際して、企業の見通しに重要な影響を及ぼす可能性が高いと考える。

加えて、「従業員の採用、育成及び維持」の開示トピック及びそれに関連する指標が追加された点も評価する。企業の競争力を支える人的資本は、企業の見通しに影響を与える極めて重要な要素である。当該開示トピック及びそれに関連する指標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略の遂行を利用者が理解するうえで不可欠であり、ほぼすべての産業に関連すると考えられる。したがって、当該産業に限定せず、多くの産業にも追加されることを要望する。

質問 4ー「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対する結果的修正

ISSBは、「SASBスタンダード」を修正する際、「IFRS S2号産業別ガイダンス」と「SASBスタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持するために、「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対して結果的修正を行うことを提案している。

この提案の根拠は、「結論の根拠」のBC196項からBC197項に示している。

本公開草案で示されているように、ISSBが「SASBスタンダード」を修正する際に、「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対して結果的修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対する結果的修正に関する提案について、概ね同意する。

ただし、質問 1 から質問 3 及び質問 5 において提示した我々の要望については、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対する結果的修正においても留意することを要望する。

質問 5ー「IFRS サステナビリティ開示基準」との関係

「SASBスタンダード」の修正案は、企業が「SASBスタンダード」と「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用するとの前提に基づき起草されている。

「結論の根拠」のBC40項からBC46項では、ISSBがこのアプローチを採用した理由が説明されている。

- (a) 「IFRSサステナビリティ開示基準」の内容に関連して「SASBスタンダード」を修正するというISSBのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 「SASBスタンダード」及び「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する作成者にとって、両者の内容の関係は十分に明確であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b)について

BC42 項では、本修正案は、IFRS S2 号における「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の産業横断的指標を補完し、IFRS S2 号に対して追加的で有用なガイダンスを提供することを目的としている旨が示されている。

また、BC44 項及び BC134 項では、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」における「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおいて追加が提案されている森林破壊及び土壌管理に関連する指標は、企業の「スコープ 3」排出に関連する側面が含まれている旨が示されている。

しかしながら、これらの指標が企業の「スコープ 3」排出に関連する側面を含む点については、「SASB スタンダード」の本文において説明されておらず、関係が理解しにくい。

「SASB スタンダード」が IFRS S2 号を補完する追加的で有用なガイダンスを提供するという目的を踏まえれば、「SASB スタンダード」の本文において、開示トピック及びそれに関連する指標と「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」との関係が明確となるよう記載を工夫することが望ましい。この点は、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」についても同様である。

質問 6－発効日
ISSBは、本修正の発効日を修正の公表後12か月から18か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。
この提案の根拠は、「結論の根拠」のBC198項からBC199項に示している。
修正の発効日を設定したうえで、早期適用を容認するというアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

発効日及び早期適用に関する提案について、概ね同意する。

ただし、各法域において公用語への翻訳を行い、当該法域の基準に反映させるためには、十分な準備期間が必要である。このため、発効日を設定する際には、各法域が円滑に対応できるよう、適切な猶予期間が確保されることを要望する。

また、「SASB スタンダード」は IFRS S1 号と併せて適用されることが前提であるため、本修正の発効日が IFRS S1 号において定められることを要望する。

以 上